

○議 事 日 程（第 1 号）

平成28年 9 月 2 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 委員会報告
- 日程第 5 承認第 5 号 平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第 6 承認第 6 号 平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第 7 承認第 7 号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処
分の承認を求めることについて
- 日程第 8 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議案第62号 関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第63号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第64号 関ヶ原町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に
関する条例の制定について
- 日程第12 議案第65号 関ヶ原町非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程第13 議案第66号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第14 議案第67号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第68号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第69号 関ヶ原町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第70号 平成28年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更につい
て
- 日程第18 議案第71号 平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第19 議案第72号 平成28年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第20 議案第73号 平成28年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第21 議案第74号 平成28年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2
号）
- 日程第22 議案第75号 平成28年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第23 議案第76号 平成28年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第 1 号）

- 日程第24 報告第3号 平成27年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第25 議案第77号 平成27年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第78号 平成27年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第79号 平成27年度関ヶ原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第80号 平成27年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第81号 平成27年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 議案第82号 平成27年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 議案第83号 平成27年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第84号 平成27年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第85号 平成27年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について
- 日程第34 議案第86号 平成27年度関ヶ原町病院事業会計決算の認定について
- 日程第35 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める請願

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1 番	谷 口 輝 男 君	2 番	室 義 光 君
3 番	子 安 健 司 君	4 番	松 井 正 樹 君
5 番	田 中 由 紀 子 君	6 番	中 川 武 子 君
7 番	澤 居 久 文 君	8 番	楠 達 男 君
9 番	川 瀬 方 彦 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	教 育 長	中 川 敏 之 君
監 理 官	吉 田 和 司 君	総 務 課 長	澤 頭 義 幸 君
地域振興課長	高 木 久之郎 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	藤 田 栄 博 君
住 民 課 長	三 宅 芳 浩 君	産 業 建 設 課 長	西 村 克 郎 君
水道環境課長	兒 玉 勝 宏 君	学 校 教 育 課 長 兼 社 会 教 育 課 長	岩 田 英 明 君
病院事務局長	小 林 好 一 君	西 消 防 署 長	山 本 喜 嗣 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	吉 森 明 博	書 記	小 林 孝 正
書 記	岡 村 加奈子		

開会・開議の宣告

○議長（澤居久文君） ただいまの出席議員数は 9 名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第 3 回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（澤居久文君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8 番 楠達男君、9 番 川瀬方彦君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（澤居久文君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月20日までの19日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 9 月20日までの19日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（澤居久文君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成28年 5 月分から 7 月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。

これについて御質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 委員会報告（委員長報告・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第 4、委員会報告を行います。

関ヶ原地方創生特別委員会の報告を求めます。

関ヶ原地方創生特別委員長 中川武子君。

○関ヶ原地方創生特別委員会委員長（中川武子君） それでは、関ヶ原地方創生特別委員会の委

員会報告をさせていただきます。

平成28年7月8日、関ヶ原ふれあいセンター2階会議室において、田中委員、松井委員、子安委員、楠委員、室委員、川瀬委員、谷口委員、そして私、中川の委員全員の出席により、午後3時45分より委員会を開催いたしました。

会議事件説明のため、西脇町長、吉田監理官、高木地域振興課長に出席いただきました。職務のための出席者は、澤居議長、吉森議会事務局長、岡村書記で、傍聴者はございませんでした。

それでは、会議結果の趣旨を申し上げます。

初めに、高木地域振興課長から、昨年度の国の地域活性化・地域住民等緊急支援交付金に係る7事業について、交付要件である外部評価を得た検証結果及び実績についての報告、説明を受け、おのおのの事業において地方創生に効果があった旨を確認いたしました。

次に、昨年度策定された関ヶ原町まち・ひと・しごと創生総合戦略に上げられているおのおのの事業における目標、指標及び年度ごとの目標値について、今後の検証、方針について説明を受けました。また、今年度における地方創生加速化交付金の活用状況について説明を受け、その後、各委員より随時質疑を行い、その都度適切な回答を得たところでございます。

最後に、関ヶ原古戦場グランドデザイン事業における現在の動向と、今年度における決定事項について説明を受け、各委員より随時質疑を行い、その都度適切な回答を得たところでございます。

今後は、関ヶ原町まち・ひと・しごと創生総合戦略に上げられているおのおのの事業について、継続的に審査を行い、随時委員会を開催することを確認し、午後4時25分に委員会を閉会しました。

以上、簡単ではございますが、関ヶ原地方創生特別委員会の報告とさせていただきます。

なお、報告漏れがございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。

○議長（澤居久文君） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、関ヶ原地方創生特別委員会の報告を終わります。

次に、病院改革特別委員会の報告を求めます。

病院改革特別委員長 楠達男君。

○病院改革特別委員会委員長（楠 達男君） それでは、病院改革特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

去る平成28年8月8日、第5回の病院改革特別委員会を役場大会議室において、田中委員、中川委員、松井委員、子安委員、川瀬委員、谷口委員、そして私、楠の委員全員の出席により、午後1時27分より開催いたしました。

会議事件説明のため、西脇町長、吉田監理官、澤頭総務課長、水野財政係長、島崎病院長、小林病院事務局長、澤病院総務課長に出席をいただきました。職務のための出席者は、澤居議長、吉森議会事務局長、岡村書記で、傍聴者は室義光議員でございました。

それでは、会議結果の趣旨を申し上げます。

病院改革につきましては、以前から赤字体系からの脱却が困難な中、町民の命と健康を守る上で関ヶ原病院の役割は極めて重要であり、これまでも病院改革特別委員会、全員協議会で議論を深めてきたところであります。

今回、病院改革に向け平成29年度から平成33年度までの経営形態をおのおのパターン化された表に基づき概要説明を受けた後、現在に至るまでの収益の悪化原因、経営状況、運営環境等の説明を受け、各委員より質疑を受け、適宜回答を得たところであります。

また、本年度において、現在に至るまで病院運営審議会が計4回開催され、審議会より今後の病院運営について提言書が出されたことによる内容の報告を病院事務局長より受けたところであります。

提言内容は、現在の病院運営について、今後収益が得られることは難しい実情を踏まえ、現在の88床体制での運営は無理という判断であり、そのため病院だけでなく町財政の見直しを早急に図り、町財政と一体化した考えを根底とし、病床数の縮減など現行の運営体制の見直しと町民の理解を得られる十分な説明を求める旨の内容でありました。病院改革を実施するに当たっては、今後も検証が必要である旨の提言でありました。

次に、財政当局より、おのおのの運営形態に照らし合わせ現在の財政状況の説明を受け、現存の病院機能と診療所化にした場合による問題点、診療形態、収益性、経営効率において各委員より随時質疑を行い、その都度、町長、院長、病院事務局長より回答を得たところでございます。

その上で、町長の考えとしては、現在の町財政を鑑み、有床診療所体制で実施し、今後の財政立て直しと診療経営の両局面を検証しながら進めていきたい旨の意向を受けたところであります。

以上の議論を踏まえ、当委員会の結論として、有床診療体制への意向について出席委員7名中、賛成6名、反対1名の結果となり、有床診療所での方針により進めていくこととし、今後、執行部側より町民への理解を得るための説明と議会の特別委員会としての責任を果たすべく、引き続き具体的検証、議論を進めることを確認し、午後4時15分に閉会をいたしました。

以上、簡単でございますが、病院改革特別委員会の報告とさせていただきます。

なお、報告漏れがございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。以上です。

○議長（澤居久文君）　ただいまの報告に対して、質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、病院改革特別委員会の報告を終わります。

日程第5 承認第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第5、承認第5号 平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、承認第5号の補正予算、専決処分の承認を求めることについての御説明を申し上げます。

法人町民税の過誤納金還付金が発生いたしましたので償還金の310万8,000円、また中央公民館2階のエアコンが故障し使用できない状態となりましたので空調設備修繕料49万9,000円と、ふれあいセンター内のエレベーターの故障による緊急修理27万円が必要となりましたので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ387万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億5,346万2,000円とする平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算(第2号)を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 承認第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第6、承認第6号 平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第6号の一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

関ヶ原古戦場史跡案内サインの設置において、既設看板の調査や新たに設置する箇所の現況調査、検討などの業務として884万8,000円が必要となりましたので、岐阜県の補助率10分の10の関ヶ原古戦場広域観光環境整備事業費補助金を活用いたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ884万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億6,231万円とする平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）を専決処分により決めましたので、御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、地域振興課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

款7 商工費、目3 観光費、委託料として884万8,000円でございます。

関ヶ原古戦場グランドデザインに基づき岐阜県が策定した関ヶ原古戦場史跡案内サインガイドラインにより、平成27年度より関ヶ原町を含めた関係市町村で共通の説明案内板や誘導サインの設置が進められております。

関ヶ原町においては、昨年度、誘導サインポールを6基、大型解説サインを1基整備しており、今後も数年かけて計84基ほどを整備する予定でありました。しかし、現在この整備を前倒しで進めるよう県側と調整しており、平成28年度は大幅増という見込みとなっております。

今回の専決では、9月以降の限られた時間の中でこの大幅な前倒しに対応するためのもので、本業務は関ヶ原町全域における関ヶ原古戦場に係る既設看板等の所在地、破損状況の現況調査、調査報告書の作成及び新規看板設置予定箇所において所在地、所有者の調査、設置する看板のタイプ、位置の検討、必要となる各種申請書類の策定等を目的とする業務を委託するものでございます。以上でございます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。ありますか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 専決処分ということで、古田知事の思いが非常に先行しているんじゃないかなあというふうに思っていて、この84基というのは、もともとそういう予定だったんですね。調査検討業務はこの84基を基本にして進めるということなのかどうかを伺いたいのと、今後その設置費用が出てくると思うんですが、1基どれぐらいの予定があるのかということ

お伺いしたいと思います。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 84基を基本として、新たに必要な箇所、またその84基の中でも必要でないと思われる箇所については、その部分も踏まえて検討していくということでございます。

価格でございますが、何種類かございまして、広域案内サイン、大型解説サイン、中型解説サイン、大型サインポール、中型サインポール、小型サインポール、極小サインポールとあります。価格については、大型観光案内サインで約500万円程度、あと大型解説サインで200万円程度、大型サインポールで300万円程度というふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） これまでにも大型サインポールや大型看板を取りつけてこられました。プラス84基、私のイメージでは小型の案内板というふうに思っていたんですが、これも大型になるということでしょうか。

やっぱり景観の問題もありますし、本当に観光客の意見や観光にかかわるボランティアの方々の意見がきちんと反映された計画になっているのかどうかというのが非常に心配しております。こんなところは必要ないんじゃないかという意見も出てくる可能性もありますので、その辺はどのように今後進めていかれるのか伺いたいと思います。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） もちろん景観に配慮したものをそこに設置していくというふうになっておりますし、各陣所跡にも説明案内看板、なるべく景観に配慮したところに置くように、それはさせていただきます。

○議長（澤居久文君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） ちょっと補足ですけれども、今既にある既設の説明看板等がございますけれども、そういったものも各陣所、またいろんなところでつくった時代が違ってデザインがばらばらやというようなこともありまして、そこら辺も更新をさせていただくということで進めるということで、史跡等の説明看板、そして案内看板、サイン看板といういろんな種類のものをつくっていくということになっておりますので、そこら辺また詳細が決まった段階では議会のほうにもお知らせさせていただきたいと思っています。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 承認第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第7、承認第7号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第7号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、御説明を申し上げます。

児童扶養手当法施行令の一部が改正され、本条例によりまして引用条項の項ずれが生じたことから一部を改正いたすものでございます。また、本改正が平成28年8月1日から適用されたことになりましたので、専決処分により定めさせていただきましたので、ここに御報告申し上げ議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

よって、これで討論を終わります。

これより承認第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 諮問第2号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第8、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（小林孝正君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

本町の人権擁護委員に、次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。平成28年9月2日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

記、住所、関ヶ原町大字今須3552番地の1。氏名、小川まさ江。生年月日、昭和35年3月27日。

住所、関ヶ原町大字関ヶ原2550番地。氏名、水向都子。生年月日、昭和28年7月17日。

○議長（澤居久文君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明を申し上げます。

人権擁護委員である小川まさ江氏、水向都子氏の両氏におきましては、平成28年12月30日の任期満了となりますので、引き続き両氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に意見を求めるものでございます。御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより諮問第2号を採決いたします。

本諮問については、適任であると答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本諮問は適任であると答申することに決しました。

日程第9 議案第62号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第9、議案第62号 関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、中川教育長本人の申し出によりまして退席をお願いいたしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〔教育長 中川敏之君退場〕

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（小林孝正君） 議案第62号 関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めることについて。

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成28年9月2日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

記、住所、垂井町表佐4658番地の2。氏名、中川敏之。生年月日、昭和28年6月5日。

○議長（澤居久文君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第62号 関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行され、教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化し、新教育長を置くことになり、これを町長が任命することとなりました。

改正法には経過措置が設けられ、この法律の施行の際、在職する教育長はそのまま教育委員会の委員として任期が満了するまで教育長として在職するものとされておりますが、現在の教育長である中川敏之氏の教育委員会委員としての任期が本年9月30日に満了するに伴い、同氏を新教育長に適任であると認め任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

なお、詳細説明については省略をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

〔教育長 中川敏之君入場〕

それでは、ここで新中川教育長より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

中川教育長。

○教育長（中川敏之君） 同意をいただいてありがとうございます。

前任者が平成26年4月から本年の9月まで、残された任期につきましては前任者がやろうとしてみえたことを継続して取り組んだり、そしてさらにそこに自分の思いも加えたりしながら取り組んでまいりました。10月からは自分なりの思いをさらに出しながら、3つの学校のブランドと、そして社会教育の充実に取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

あわせてお願いですが、一般質問の中で教育問題についてもどんどん質問していただいて、そして指導いただけるとありがたいなと思います。今後もよろしくお願いします。

○議長（澤居久文君） ありがとうございます。

日程第10 議案第63号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） それでは次、日程第10、議案第63号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第63号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、議会の同意を得て任命する教育長は身分を特別職とするものとされましたので、本条例第1条の職員の定義中の「（教育長を除く。）」の文言を削除するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第64号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 次、日程第11、議案第64号 関ヶ原町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第64号 関ヶ原町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、この新しい教育委員制度によります教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する規定を定めるため、本条例を制定するものでございます。

なお、細部につきましては学校教育課長より説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 岩田学校教育課長。

○学校教育課長兼社会教育課長（岩田英明君） それでは、条文の説明をさせていただきます。

第1条ですが、今回の法改正により新教育長は常勤の特別職という身分になり、地方公務員法の服務に関する規定が適用されませんので、法第11条第5項の職務専念義務が課されることとなりました。これに伴い、新教育長の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものという趣旨でございます。

第2条は、勤務時間、休暇等でございますが、それらについては一般職の職員の例によるとされているものでございます。

第3条は、職務に専念する義務の免除でございますが、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができるというもので、第1号は研修を受ける場合。第2号は厚生に関する計画の実施に参加する場合、これは主に健康診断などでございます。第3号は、前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会の定める場合でございます。

第4条は、規則への委任規定でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項でこの条例は平成28年10月1日から施行し、第2項として、これまでの関ヶ原町教育長の給与、その他の勤務条件に関する条例をあわせて廃止するものでございます。説明は以上とさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第65号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第12、議案第65号 関ヶ原町非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第65号について、御説明を申し上げます。

これも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化されたことに伴い、教育委員長の規定が同法から削除されましたので、本条例の別表中から教育委員長の報酬月額を削除する一部改正でございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第66号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第13、議案第66号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第66号について、御説明申し上げます。

これにつきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化され、改正後は教育長は常勤の特別職の身分となることから、給与の支払い根拠が地方自治法に基づくこととなりますので、本条例の常勤の特別職職員の給料に関する条例の適用に加える改正を行うものでございます。

なお、細部については総務課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 本条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

本条例の改正は、法律の改正によるものでございます。教育長が常勤の特別職にかわることにより、改正後の地方自治法第204条第1項の規定により給料が支払われることとなります。

そのため、本年6月の第2回議会定例会におきまして関ヶ原町特別職報酬等審議会条例の一部を改正させていただき、教育長の給料の額について条例を議会に提出するときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものとすることから、本条例の提出に際しまして特別職報酬等審議会に諮問をさせていただき、8月1日に審議会で御審議をいただきました。

審議会の答申では、教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化することにより、権限、職務及び職責を考慮する必要があるが、現在の財政状況及び社会経済状況を総合的に勘案し、

現行の支給額相当額である44万円が妥当であるとの答申をされたところでございます。

答申を受け、審議会で御審議をいただきました給料月額が妥当であると判断いたしまして、本条例を改正するものでございます。御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第67号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第14、議案第67号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第67号について、御説明申し上げます。

これにつきましても教育長関連もありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化され、改正後は教育長は常勤の特別職の身分となることから、本条例第13条第1項第3号に教育長を追加させていただき改正と、本条例第15条第4項に伴います別表第1におきまして、滋賀県内の虎姫町、湖北町、高月町につきましては平成22年1月1日に長浜市と合併されておりますので、当該部分を削除させていただきたく一部改正するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第68号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第15、議案第68号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第68号について、御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律の施行により、町民税の延滞金計算期間から一定期間の控除、また医療費控除の特例、法人町民税の税率、また軽自動車税の環境性能割の創設など、所要の規定の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては税務課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 藤田税務課長。

○会計管理者兼税務課長（藤田栄博君） それでは、説明させていただきます。

字句や文言の変更、訂正等も含め、改正部分が多くなっておりますが、主な改正内容について説明させていただきます。

議案資料の26ページをお願いします。

まず第1条関係ですが、第32条の2、第32条の6、第32条の8については、延滞金の計算期間等の見直しについてであります。個人町民税及び法人町民税において、当初、課税の後に減額更正があり、引き続いて増額更正があった場合の延滞金は、減額更正から増額更正までの期間と減額更正の額から当初課税までの額は、その計算の期間及び金額から控除するというものであります。

また、この改正を受けて第12条の規定を整備してございます。

施行日は平成29年1月1日となっております。

次に、第26条の5、法人町民税の法人税割の税率の改正であります。これは法人税割の一部を国税化し、地方交付税として配分することにより地域間の税源の偏在性及び財政力格差の是正を図るものであり、法人税割の税率を9.7%から6%に引き下げるものであります。

施行日は平成29年4月1日となっております。

次に、第64条から次のページの第73条及び附則第14条の2から附則第15条までは、県税である自動車取得税を廃止し、自動車取得税にかわる軽自動車税環境性能割の導入に伴う軽自動車税に係る規定の整備でございます。これは3輪以上の小型自動車を取得したものに課せられるもので、性能のよい車は税負担が軽くなり、燃費性が悪い車は税負担が重くなるという性質を持つ税金でございます。

また、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の1年延長、そして現行の軽自動車税を種別割に名称変更するというものであります。

施行日は、これも29年4月1日となっております。

次に、附則第5条ですが、医療費控除の特例の創設であります。

健康の保持増進及び疾病の予防に関する医療費控除の特例として、現行の医療費控除は疾病による治癒を目的に支払った医療費についてのみ所得控除を行っておりますが、この特例については人間ドックなど健康診査や予防接種等の健康保持増進、疾病の予防に要した費用についても医療費控除として認めるというものであります。

施行日は平成30年1月1日となっております。

あとの2条から第4条関係につきましては、法改正に伴う軽自動車税、固定資産税、たばこ税についての経過措置や、読みかえ等による所要の規定の整備でございます。以上でございます。

す。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） まず軽自動車税の環境性能割の件なんですけど、自動車取得税は廃止されたのかどうかということと、いろいろちょっと調べましたら、この取得税の廃止というのは消費税が10%になるに伴い、前々から二重課税じゃないかという批判はあったので、10%になるということを、そのときに取得税を廃止するという流れになっていたと思うんですね。

この環境性能割というのは後からつけ足したというか、そういうふうに思っているんですが、もともと二重課税がおかしいという批判の中で環境性能割が入れば、結局は取得税を払ってやった同じだけ払わないかんじゃないかなあというふうに思うのと、もう1つは消費税が10%というのは延期になりますよね。その延期とこの関係というのはどうなるんでしょうか。

○議長（澤居久文君） 藤田税務課長。

○会計管理者兼税務課長（藤田栄博君） まず、今おっしゃられた自動車取得税、これを廃止してという話なんですけど、この性能環境割というのは、それを廃止して新たな性能環境割という取得税を設けたということなんです。

もともと軽自動車の取得税というのは、それぞれの燃費基準によって変わっていきまして、今までは6段階で最高でも2%かかってございました。今回は、環境性能割で非課税と1%と2%、自家用車の場合ですね、軽自動車の。という形で2%の上限は変わってございません。

ただ不利になったかどうかという話については、例えば平成32年度燃費基準達成車は0.8%なんですけど、今度の改正では1%となって、約100万円の車でしたら8,000円が1万円に上がる計算になります。それぞれの環境性能の車によって得する部分、損する部分は当然出てきまして、今まで10%達成車の車は0.1%の税金がかかっていましたが、今回は非課税となります。ですから、それぞれの車の性能によって得か損かという話は出てきますので、ここで一概に二重課税とかという話にはならないと思います。

要するに、自動車取得税というのは今、県のほうで取ってみえました。普通自動車であろうが軽自動車であろうが。それを今度は、この法改正というのは実は町村で取得税を賦課しなさいと。それで環境性能割ということで税金を取ってくださいよという話なんですけど、ここの法改正でありますように、当分の間は今までどおり県が同じように取っていきましょと。内容が変わったということで御理解願えればなと思います。

だから、取得税がなくなったという意味ではありませんので、環境性能割に変わったというふうに理解していただければと思います。

それと、今おっしゃられた平成29年4月1日、当然その施行日というのは田中議員がおっし

やるように消費税が10%に上がったときという前提でございました。安倍総理がそれを2年間延ばしますよということで、まだ法律改正されてございません。

ですから、うちは地方税法第2条によって上位法の地方税法に従って賦課をしなければならないとなっていますので、ただ2年後には消費税を上げますよという話だけであって、法律が改正されていない以上、現行の地方税法に合わせて改正しますので、平成29年4月1日施行の条例改正となってございます。多分、また上位法が平成29年4月1日までに変われば、この条例も改正になるだろうという想定はしてございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 取得税が廃止じゃなくて、取得税が環境性能割に変わったということだとすると、消費者にとっては、もちろんそういう性能の高い車を買える人ばかりではないので、2%の税率がかけられる車については10%増税されて、今までどおり自動車税を払いというところでは、やっぱり負担増になるのではないかと思うんですが、そういうふうに私は思います。

もう1つ、今言われました消費税の上位法が変わったら、これも変わるかもしれないというところでは、もう少し様子を見てもいいんじゃないかというふうに思うんですが、今変えなければならない何か準備とか、そういうことがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（澤居久文君） 藤田税務課長。

○会計管理者兼税務課長（藤田栄博君） 確かに消費税が10%に上がって、同じように取得税を上げればという話ですが、これは国の言い分では環境に優しいことを主に置いてやるということですので、町サイドではその議論についてはちょっとわかりません。

それと、2年後に上がるから今変えなくていいのではないかとと言われても、その間に政権がかわって急にどういうことかわかりません。御時世がどう変わるかわかりませんので、とりあえず上位法がそういう法律になっている以上、我が町としても条例を変える必要があると考えております。

○議長（澤居久文君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第69号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第16、議案第69号 関ヶ原町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第69号 関ヶ原町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正がされたことから、教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化されたことにより、新教育長は教育委員としての身分がなくなりますので、教育委員の定数を現在の4名から3名に変更する条例改正をするものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第70号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第17、議案第70号 平成28年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第70号、公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について、御説明申し上げます。

管路タワー施設の耐震補強設計や農業集落排水施設の統合接続管基本設計など、建設費の増額により平成28年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金を2億568万6,000円から2億845万6,000円に変更するため本案を提出するものでございます。

なお、細部の説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。10時5分まで。

休憩 午前9時55分

再開 午前10時05分

○議長（澤居久文君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第18 議案第71号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第18、議案第71号 平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4

号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 議案第71号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、徳川家康最初の陣地景観復元工事1,000万円、病院事業会計負担金2億5,000万円、農地利用集積モデル地域支援事業費補助金400万円など総額2億8,197万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ40億4,428万円とする平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算(第4号)を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長(澤居久文君) それでは、これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はしませんので、歳出から順次説明をお願いいたします。

○総務課長(澤頭義幸君) それでは、議案第71号 平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算(第4号)について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ2億8,197万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ40億4,428万円とするものでございます。

まず歳出のほうから御説明を申し上げます。

48ページをお願いいたします。

まず総務管理費の自治振興費でございます。こちらの負担金補助及び交付金でございますが、こちらは街路灯建設に伴う助成金でございまして、本年度におきましては各自治会において街路灯のLED化の移行が推進されております。現在申請されている5つの自治会と、今後の見込みを合わせまして、不足分として79万5,000円を補正させていただくものでございます。御審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○住民課長(三宅芳浩君) 同じく48ページでございます。

民生費、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金でございます。国の地域介護・福祉空間整備推進交付金事業の中に介護ロボット等導入支援特別事業というのができまして、それを利用しまして今年度、優・悠・邑のほうで介護用の腰の補助用マッスルスーツというものを1台導入される計画をされております。今回、国から内示額が通知されましたので、今後、町を経由しまして交付となりますので、その内示額92万7,000円を計上するものでございます。

続きまして、節23償還金利子及び割引料でございます。平成27年度臨時福祉給付事業に係る事務費補助金につきまして、精算による額の確定により補助金の返還が必要となりましたので、その返還額8万2,000円を計上するものでございます。

次に、福祉医療費でございます。節23償還金利子及び割引料でございますが、これにつきましても前年度の県の福祉医療助成事業補助金の額が確定し、補助金の返還が必要となりました

ので、その返還額492万1,000円を計上するものでございます。

次の介護保険事業費の節28繰出金につきましては、介護保険特別会計の補正に伴いまして必要となる町費分の繰出金を補正させていただくものでございます。

次に、款4衛生費の目1保健衛生総務費の節19負担金補助及び交付金でございますが、病院事業会計予算の補正に伴い増額補正するものでございます。節23償還金利子及び割引料でございますが、前年度の県の未熟児養育医療費負担金の額が確定いたしましたので、負担金の返還が若干必要となりましたのでその返還額3万6,000円を計上するものでございます。

○産業建設課長（西村克郎君） 49ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業振興費の需用費、消耗品でございます。集落活動等促進支援事業15万5,000円につきましては、担い手への農地集積に向けた合意形成に必要な取り組みに対する事務経費で、15万円が10分の10の県補助でございます。

続きまして、負担金補助及び交付金の小規模農家組織化支援事業費補助金252万6,000円につきましては、法人化されました松尾営農組合がトラクターを購入する経費に対する補助でございます。事業費505万2,000円に対しまして2分の1の補助で、この補助金につきましては全額県の補助によるものでございます。集落営農組織化・法人化支援交付金40万円につきましては、こちらも法人化されました松尾営農組合の取り組みに対する補助金で、全額県の補助によるものでございます。農地利用集積モデル地域支援事業費補助金400万円につきましても、こちらも農地集積を推進するモデル地域の担い手となる松尾営農組合の取り組みを支援するもので、こちらも全額県の補助によるものでございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 続きまして、款7商工費、目3観光費、節15工事請負費、徳川家康最初陣地景観復元事業として1,000万円でございます。整備内容といたしましては、転落防止柵の設置、眺望確保のための伐採、頂上広場スペースの拡幅等を予定しております。節22補償補填及び賠償費でございます。100万円でございます。最初陣地における立木補償及び今年度既に予定しております笹尾山の立木補償費でございます。

○産業建設課長（西村克郎君） 土木費、都市計画費、都市計画総務費の負担金補助及び交付金、建築物耐震診断事業費助成金47万2,000円につきましては、西美濃農協今須支店の耐震診断に対する助成でございます。事業費が98万2,800円に対しまして、補助対象経費が70万8,000円でございます。補助率は3分の2で、財源の内訳としましては国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1でございます。

繰出金の277万円につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

○学校教育課長兼社会教育課長（岩田英明君） 続きまして、50ページをお願いいたします。

教育費、幼稚園費の賃金67万3,000円です。こちらは園の職員が10月から産休に入りますので、臨時職員を補充するためのものでございます。

同じく教育費、社会教育総務費の需用費、印刷製本費の43万2,000円です。こちらは昨年度策定をいたしました史跡活用整備計画報告書ですが、県への配布数の増などにより100部増刷をさせていただくものでございます。

続きまして、委託料192万9,000円ですが、まず今年度実施いたします石田陣地及び決戦地整備工事の監理委託料150万円です。これは本事業を適正に工期内で完成させるための工程及び品質管理などを含む委託料でございます。同じく委託料の伐採業務委託42万9,000円ですが、こちらは中町の八幡神社内にあります県指定天然記念物の本陣スタジイの伐採業務委託料です。現在、南側の幹が大きく道路を越えまして民地側に入り込んでおります。落下の危険性もあるため、県に伐採の許可と診断を依頼しておりましたが、先日、診断が済み許可をいただきましたので、今回補正対応させていただくものです。

続きまして、ふれあいセンター管理費、需用費の修繕料58万8,000円ですが、センターの空調機及び自動火災報知機の受信機などにふぐあいを起こしましたので修繕をさせていただくものでございます。以上、よろしくお願いをいたします。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、歳入の御説明を申し上げます。

46ページをお願いいたします。

国庫支出金の民生費国庫補助金の地域介護・福祉空間整備推進交付金でございますが、こちらは介護ロボット導入促進事業補助金に対する92万7,000円で、10分の10の補助金でございます。

次に土木費国庫補助金の建築物耐震診断事業補助金23万6,000円でございますが、こちらは建築物耐震診断事業費の2分の1の補助金でございます。

次に、県支出金といたしまして農林水産業費県補助金でございますが、小規模農家組織化支援事業費補助金は町が支援する当該事業費補助金に対する252万6,000円でございます。次に、集落営農組織化・法人化支援交付金は事業に対する10分の10の40万円、農地利用集積モデル地域支援事業費補助金は事業に対する400万円、また集落活動等促進支援事業補助金15万円で、合わせて農業費補助金で707万6,000円でございます。

次に、教育費県補助金でございますが、史跡整備事業の活用整備計画報告書印刷製本費43万2,000円と、石田三成陣跡及び決戦地整備工事監理委託料150万円に対する3分の2の清流の国ぎふ観光回廊づくり推進事業費補助金で128万8,000円でございます。

次に、商工費県補助金でございます。こちらは徳川家康最初の陣地景観復元工事の1,000万円と立木補償100万円に対する3分の2の清流の国ぎふ観光回廊づくり推進事業費補助金で733万3,000円でございます。

次に、土木費県補助金でございますが、こちらは建築物耐震診断事業に対する4分の1の建築物耐震診断事業費補助金11万8,000円でございます。

次に繰入金でございますが、財政調整基金繰入金の１億円でございます。

47ページをお願いいたします。

繰越金として前年度繰越金１億8,513万4,000円の計上、また総務債では、臨時財政対策債発行可能額が確定に伴い2,014万2,000円の減額を計上してございます。

以上が今回の補正でございます。御審議の上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

８番 楠達男君。

○８番（楠 達男君） 幾つかありますけど、まず48ページの保健衛生費で病院への２億5,000万円の補助金の関係ですが、この２億5,000万円の積算根拠について伺いたいということと、それからこのような議論をしていますけれども、病院運営について厳しいことは理解をもちろんしていますけれども、今後、２億5,000万円以外に新たにまた補正を要請されとかいうことのないように、あえて申し上げたいと思います。

それからあと49ページの商工費ですね。1,000万円の家康最初の陣地の工事に絡んで立木補償について、これまでの説明ではたしか500万円というふうな説明が議運なんかの資料ではあるんですが、これが100万円になっている根拠、理由について伺いたいと思います。

それから、あとこれは全体を通して感じていることを申し上げたいと思いますけれども、グランドデザイン事業に絡んだ幾つかの事業があります、当然ですけれども。しかし、今までもそうですけれども、きょうの提案でも、この事業については社会教育課の所轄だと。これについては地振だ、これはグランドデザイン室ということで、非常にわかりづらいということと、それからこれは縦割り行政の弊害の一つだと私は思いますけれども、せっかくグランドデザイン事業関連で部屋をつくったわけだから、どこか窓口を、窓口というのは県との窓口を一本化するために関ヶ原町の地元としての対応機関というか、ある部分については地振だ、ある部分については社会教育だということになって非常に非効率だし、そこに齟齬が生まれる可能性はないではないと思いますので、私はそういう窓口については一本化したほうがスムーズにいくのではないかとということと、それから県の窓口は部署名はよくわかりませんが、恐らくそういう観光局が窓口になって関ヶ原町との対応、協議をしていると思いますけれども、今言ったように、地元関ヶ原町としての窓口については、もう少しすっきりと一本化できないものかということを提案したいと思います。

それから次に、いずれにしても県なり国の補助金があるにせよ地元負担としては３分の１なり６分の１なりの当然負担が生じてくるわけであって、今回の補正の中身でも大体概略、アバウトで約430万円ほどの持ち出しがありますよね。いつも私は言っているんですけれども、グランドデザイン事業を通じてやることはもちろん賛成ですけれども、もう少し地元の意見を、

今言った県に対して、あるいは観光局に対してしっかりとチェックをする、あるいはこの部分については少し待ってくれとか言うことができないのか。私たちの印象では、県が言ってきたことはそのままストレートにやらざるを得ないみたいな印象をどうしても持ちますけれども、そこら辺の地元としての言い分というか、あるいは要望というか、そういうことについてはしっかりと物を言っていないと負担金だけがどんどんふえ、それこそ投資効果云々という議論も出てきますし、それからこういうハード面について言えば、設置後のメンテナンス料、あるいはランニングコストも当然生じてくるわけであって、そういうことを加味しながらこの補正については言うべきことは言うということで、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林好一君） 補正予算の2億5,000万円の根拠ですが、今、財政計画、資金計画をしております。

その中で6月末の残高が、9,374万4,740円が6月末の現在高です。そこで、6月から翌3月までの必要経費以外の部分、保守契約とかが何カ月に何回とかいう割で、毎月払うのではなくやったときに払うものでありますので、それとかあと9月に償還金の返済があります。その後、12月に賞与があり、その翌3月にも償還金の返済が絡んできます。

その中を全部ひっくるめると、7月からの現金不足が3億4,409万9,000円ということになります。そこから6月の残高を引きますと大体2億5,000万円が差し引き不足ということになりますので、一応今回2億5,000万円の補正ということをお願いをさせていただきました。以上です。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 立木補償費でございますが、当初500万円を予定しておったところは、できれば松尾山や丸山までといった広範囲を当初考えておりましたが、今年度内に実行できるということがなかなか難しいというふうに判断しましたので、現在、整備が予定されておる最初陣地及び笹尾山の部分の計上と最終的にさせていただきました。

この予算の中で、社会教育総務費に上がっている石田三成関係の予算の執行に関しては地域振興課のほうでやらせていただいて、窓口、一本化については努めているつもりでいます。また、県との窓口もグランドデザイン推進室が中心となって、今現在行っておりますし、状況に応じては地域振興課の職員もあわせてやっておるわけでございますので、今窓口の集約化、県との調整は一本化しているつもりでございます。

また、言うべきことですが、当然町として言うべきことは私ないし町長もみずから県庁へ出向いて、町の意向を随時説明しておるといところがございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（澤居久文君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） ちょっと補足ですけれども、町からの県に対する要望、いろんな意見等はいろんな機会を通じて、担当課また私もお話をさせていただいて、調整はさせていただいておりますけれども、県のほうにおきましても、知事の意向というのが非常に大きな力がございまして、県の担当課であっても知事がゴーサインを出した以上は何とか予算をつけてくるというような状況もございますので、町のほうとしては余りあらがい過ぎてなくなるのも困るというところ辺もございまして、調整をしながら交渉を続けさせていただいているということでございます。

また知事のほうにつきましても、いろんな機会でお会いする機会も最近ふえておりますので、そういったときをお願い等をさせていただきながら、余りにも急激な改革のためについていけないということがないように努力をしていけるようにしたいというふうに取り組みを進めさせていただいておりますので、ちょっと引っ張られておる部分はありますけれども、その点御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） わかりましたけれども、まず病院の関係、説明では償還金だとか冬のボーナスということも含めて2億ということになりますと、それはそれで理解しますけれども、そうしますと今後、病院側のほうから補正をお願いしたいと、不足してくるということは現時点ではないというふうに考えてよろしいですか。

○議長（澤居久文君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 現状のままの経営がきちっと計画どおりにいけばいいんですけれども、先般のお話しさせていただいた病院の縮小に向けての取り組みということは進めていきますと、年度末にぱたっと変わればいいんですけれども、年度途中から患者さんの転院等も図らなければいけないとか、そういった事態が生じてまいりますし、職員等が早目にやめるとか、そういったことで事業ができない部分が出てくる可能性が若干あるというふうなことも想定はいたしております。

そういった中で、十分な予算の見込みが立たない状況になったときには、お願いをしなければならない事態が発生するかもしれないというのは、一応は思っておりますけれども、できるだけ病院のほうにも頑張ってもらって、補正が発生がしないように努力は続けていくということで今努めていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 2番 室義光君。

○2番（室 義光君） ページ数ですが48ページの介護ロボット導入促進補助金ということで、優・悠・邑のほうへするということですが、これは介護施設だけに使われる補助金なのか、そ

れとも一般の病院でも使えるということなんですか。

それから、もう1つは例えば藤井病院ですね。あそこらもそういう患者さんも多分見えると思うんですが、あそこは病院ですわね。介護施設ではないもんですから、そこら辺がせつかく10分の10、100%国からいただける補助金ですので、介護施設しか使えんロボットなのかと。

それとそのロボットの内容ですが、100万円ばかりということですので、もう少しロボットの内容を詳しく教えてほしいんですけど、以上です。

○議長（澤居久文君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 今の御質問で、介護施設以外どうかという部分でございます。

国のほうの交付金についてということで、その要項を見ますと基本的には地域における公的介護施設等ということで規定してございますが、基本的にはいわゆる福祉事業ということでございますので、医療という部分は外れているというふうに解釈いたしております。

それからロボットの内容でございますが、いわゆる先ほど申し上げましたマッスルスーツというものでございまして、これについてはこちらも余り詳しくはなかったのですがちょっと調べさせていただきましたが、人を立ち上がらせるときですね。老人の方等をベッドから立ち上げるときにかなり腰に負担が来るということで、それを補助するというので、いわゆるスーツです。身にとまとうものなんです、いわゆる空気で動く人工筋肉みたいな装置がついていて、それがその動きに合わせて、空気が入ることによって腕の上げるのとか腰の部分を補助するというようなもので、いわゆるロボットロボットしたというものではございません。

○議長（澤居久文君） 人間の補助器具やな。

○住民課長（三宅芳浩君） そうです。本当に上に背負うようなものでございます。手にいわゆる補助みたいな器具がついておりますので、それで空気が入ることによって持ち上げられるというような形のものです。

○議長（澤居久文君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 49ページの農業振興費、松尾の法人化にかかわる補助金なんですけれども、農地利用集積モデル地域支援事業費補助金の400万円は具体的にどういう使い方をするのかということと、あと山中も法人化され、松尾も法人化されということで、それに際してはいろんな支援をしてくださっておると思うんですが、今後、物をつくって販売していくというときの支援の仕方というのは何か考えてみえるのか伺いたいと思います。

○議長（澤居久文君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 農地利用集積モデル地域支援事業費補助金の400万円につきましては、松尾営農組合さんのほうでは現在防草シートの設置を検討してみえるというふうに聞

いております。

その後の質問、物をつくった後の支援等ということにつきましては、基本的には現在県の10分の10という補助金を利用させていただくのを中心に補助させていただいておりますので、今後の営農組合等の事業の中で、県の補助メニューに合うような補助制度、補助金があれば積極的に活用はしていきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ごめんなさい。私もほとんど詳しくないのでよくわからんですが、例えばそばなんかをつくってみえるのかな。そういうときに、そばをPRして、宣伝して販路を拡大するとか、何かそういう支援の仕方というのはあるんじゃないかなと思うんですが、済みません、教えてください。

○議長（澤居久文君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） そばの関係につきましては、6次産業の關係の補助メニューのほうに、ちょっと私も正直言って勉強不足で詳しいことはわからないんですが、6次産業のほうでの補助で必要な機械等が、当然それは10分の10ではないと思うんですが、各団体さんのほうでも御負担をいただかなければいけないと思うんですが、そういう面での補助というのはメニューがございますので、営農組合さん等とまた御相談させていただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔挙手する者あり〕

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 先ほどの8番議員のほうとあれですけど、病院への負担金の補正で2億5,000万円、これの財源をどのように考えてみえるのか。

さらに、先ほど町長が言われましたけど、今後、補正予算があるのかという8番議員のほうからのあれで、売り上げが下がった場合あり得るだろう。幾らぐらいを想定されているのか。よく話しますが、リスク管理だと私は思います。最悪の状態がどのぐらいまで見込んで、年度末どのようになるのかという部分の質問をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林好一君） 現在わかっている減収だけしかわからんですが、一応今、はびりすと発達障害が11月末をもって一応閉める予定でおりますので、その分の減収が12月から3月までで、4カ月間で大体2,200万円ぐらいの減収かなあというふうに踏んでおります。

今、来年度から一応有床診療所ということを考えていますが、院長の頭の中では年を変わったぐらいから徐々に患者を移しながら……。

〔発言する者あり〕

1月から患者を順次移していきたいというふうに申しておりますので、その割合がどれぐらいかというの、今のところちょっと把握ができていません。どれぐらい下がるかというの、ちょっと今の段階では、申しわけございませんけれども、これだけという数字はまだつかんでおりません。

○議長（澤居久文君） 3月の補正はあるのか。

小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林好一君） あと、今年度特別交付税が出るんじゃないかというふうにこちらとしては踏んでいますので、それがもしいただけるのであれば、その分の補正で何とかやりくりできるんじゃないかというふうには、ちょっと安易な気持ちで申しわけないんですけど、そのようなふうで考えております。

○議長（澤居久文君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 今御質問で財源の話が出たと思うんですが、財源につきましては財政調整基金の繰り入れ、先ほど歳入で御説明をさせていただきましたが、そちらの1億円と、あと前年度の繰越金となっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 今、基金のほうで1億というお話なんですが、例えば今回補正をすることによって1億出して、今幾らなのか。

それと、補正財源という部分で、今後いろんな事業での可能性というのが十分あり得る中で、年度末に向けて予測としてどのぐらいの財政調整基金の残高になってくるのか。

それと、先ほど病院事務局長がおっしゃられた1月から入院患者の方々という部分での調整を図っていきたいというお話で、先ほど町長も言われましたけど、当然売り上げは下がります。下がる部分で、現在、私なりにちょっと調べてみたところ、1カ月間で入院患者さんに対する売上高が約6,000万円強だったと思いますけど、これが例えば今の88床からベッド数を減らすという部分で当然考えていくのであれば、3分の1以下になっていく可能性というのは十分あり得ます。

ということは、6,000万円の売り上げが3分の1になるということは、1カ月間ごとで考えると最低限4,000万円ずつ1月から3月までは見込まれるという部分に私は試算しているんですけど、それで補正が本当にないのかという部分に関しては、よろしいでしょうか。

○議長（澤居久文君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今、1月から順次転院をさせていくということでございまして、川瀬議員言われるように、いきなり1月から4,000万円ずつ減るというわけではなしに、順番に減っ

ていって最後には4,000万円落ちることになるかなというふうに思いますけれども、いずれにしてもこういう状態になりますと売り上げが当然落ちてくるということにつながるのではないかというふうに思われます。

そういったことになると、資金繰りが非常に厳しい状態になってくるというのは予想されることでありますので、そこら辺また詳細に、今後の移転計画等にもよりますけれども、それによってまたお願いしなければならない事態が出てくる可能性があるということは御理解いただきたいと思います。

○議長（澤居久文君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 財政調整基金の御質問もございましたので、お答えさせていただきます。

平成27年度末におきましては、財政調整基金というのは約4億円というようなことで、平成28年度予算におきまして当初予算に全体的として1億円を計上しております。

そして今回、補正で先ほど申し上げました1億円というものを財源としておりますので、残2億円というような形になろうかとは思いますが、当初予算の1億円につきましては、今後努力をさせていただいて取り崩しのないような運営をしていきたいという努力はさせていただこうと思います。以上でございます。

○議長（澤居久文君） さっき事務局長が言った、特別交付税云々というのはどういう。

○病院事務局長（小林好一君） あれは100床以下になると、1床当たり84万2,000円だったかと思います。それ分が国から関ヶ原町のほうにいただけるという特別交付税でございます。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔挙手する者あり〕

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） ちょっとしたことですけど、50ページでふれあいセンターの管理費事業の修繕なんですけど、先ほどの専決にもあったんですけど、エレベーター27万円、それから今回もこれ空調とかで58万8,000円、当初180万円余の予算を見てあったんですけど、全部なくなっただけじゃないですか、それだけ聞きたいです。

○議長（澤居久文君） 岩田社会教育課長。

○学校教育課長兼社会教育課長（岩田英明君） 今御指摘をいただきましたが、当初予算の分も、もう既に執行済みで、執行の予定のものも既にありますので今回補正が必要になりました。よろしく願いいたします。

○議長（澤居久文君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

2番 室義光君。

○2番（室 義光君） 48ページの一番下ですが、保健衛生費のところで母子保健衛生費の返還金の3万6,000円ですが、今の時期なんですか、これ。これは本来なら前年度の分じゃないんですか。

○議長（澤居久文君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 負担金につきましては、基本的に実績でそれを報告しまして、年度がかわってからその分の精算をいたしますので、基本的に。今回も10月末の支払いということで通知が来ておりますので、今回補正をさせていただきました。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第72号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第19、議案第72号 平成28年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第72号について御説明申し上げます。

歳出に、国民健康保険の資格喪失に伴う還付金及び前年度支払基金からの交付金の精算に伴う返還金で総額130万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,881万8,000円とする平成28年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

54ページのほうをお願いいたします。

歳出でございます。

目1の一般被保険者保険料還付金でございますが、国保から社会保険等に切りかわった方で、本年4月以降に国保の資格喪失届を提出されました方につきまして、前年度以前に資格喪失となっていた被保険者につきましては遡及して保険料を還付する必要がありますが、当初予算額に不足を生じるような状況となっていましたので増額を補正させていただくものでございます。

また、1行飛びますが、目4の一般被保険者還付加算金でございますが、これにつきまして

はこの還付金に伴います還付加算金も不足いたしますので、同じく増額補正させていただくものでございます。

次に、目3償還金でございますが、前年度の退職者医療療養給付費交付金の精算によりまして交付金の返還が必要となりましたので、その返還額84万6,000円を計上するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第73号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第20、議案第73号 平成28年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第73号について御説明申し上げます。

歳出に人事異動及び職員の産休に伴う人件費、及び前年度国等からの負担金の精算に伴う返還金で総額1,532万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,552万円とする平成28年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

歳出、61ページのほうをお願いいたします。

款1総務費の目1一般管理費でございますが、本年度の人事異動に伴います人件費の補正でございます。

続きまして、款4地域支援事業費の目2一次予防事業費でございますが、職員手当等及び共済費につきましては、人事に伴い増額補正させていただくものでございます。次の賃金でございますが、やすらぎの地域包括支援センター保健師の産休に伴いまして臨時職員の雇用をいたしますので、そのために増額補正させていただくものでございます。

次の款5諸支出金の目2償還金でございますが、平成27年度介護給付費と地域支援事業費に係る国・県支払基金の負担金の精算により各負担金について返還が必要となりますので、返還額の合計額1,395万円を計上するものでございます。このうち1,346万円余りでございますが、

これは介護給付費に係るものでございまして、これにつきましては前年度の実績に国・県のほうで一定の伸び率を見込んで概算交付されておりました、平成27年度実績として、その率までの伸び率にはならなかったということで返還させていただくものでございます。

続きまして、歳入の59ページ、60ページでございしますが、歳出補正額に合わせましてそれぞれ各負担割合ということがございますので、その負担割合で補正をさせていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第74号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第21、議案第74号 平成28年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第74号について御説明申し上げます。

歳出に落雷に起因する中継ポンプ非常通報装置の修繕費として95万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,919万4,000円とする平成28年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第75号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第22、議案第75号 平成28年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第75号について御説明申し上げます。

歳出に耐震補強設計業務及び農集の統合接続管基本設計業務委託料600万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億179万4,000円とする平成28年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 兒玉水道環境課長。

○水道環境課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第75号 平成28年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

69ページをごらんください。

歳入の第3款の国庫支出金、公共下水道事業国庫補助金につきまして78万3,000円の補正、これは国からの交付金の内示額が4,100万円の交付決定を受けたことに伴う補正でございます。入札差金などの影響により執行不用額が出る見込みとなりましたが、関ヶ原町では次年度も交付金を要望する予定がある以上、不用額の申請は認めにくいという指示があり、交付金残額の執行のために翌年度執行予定分の一部、ぎりぎりになりますが、その分を今年度発注させていただくことにいたしました。

なお、次の第4款繰入金につきましては277万円、第5款繰越金につきましては確定額であります244万7,000円を補正するものでございます。

70ページをよろしく願います。

歳出の第1款公共下水道建設費の委託料につきまして600万円を補正させていただきたいと思っております。内訳としまして、今年度委託しております耐震補強診断につきまして、実施設計が今年度でも確実にできる部分ということで200万円を増加させていただき、具体的には浄化センター手前の下水道管渠のタワー構造部の耐震化設計業務を予定しております。また、玉の農業集落排水事業につきまして、公共下水道への接続に伴う基本設計業務といたしまして400万円を追加させていただきたいというものでございます。よろしく願います。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第76号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第23、議案第76号 平成28年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第76号について御説明申し上げます。

雇用条件変更等による給与費で2,045万円の減額補正、また入院収益及び外来収益の大幅な減収見込みに伴い、他会計補助金で2億5,000万円を追加補助いたしたく平成28年度関ヶ原町

病院事業会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては病院事務局長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林好一君） 議案第76号 平成28年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第1号）について、御説明させていただきます。

議案資料の71ページをお願いします。

収益的収入は、当初予算において入院収益及び外来収益がそれぞれ大幅な減収見込みとなるため、他会計補助金を増額する補正を行うものでございます。

業務の予定量ですが、規定予定量を稼働率95%で見込み、1日平均、地域包括ケア病棟を36人、障害者病棟を48人としていましたが、当初の見込みほど患者数がふえず、地域包括ケア病棟をマイナス8人、障害者病棟をマイナス3人とし、年間患者をそれぞれマイナス2,920人とマイナス1,095人で合計4,015人とするところでございます。また、外来患者数も220人の見込みからマイナス31人とし、年間9,021人とするところでございます。

続きまして、73ページの明細書の収益的収入及び支出をお願いします。

入院収益、地域包括ケア病棟の1日平均患者数8人減で、1日マイナス8人掛ける365日掛ける単価3万円でマイナス8,760万円の減額、障害者病棟1日平均患者数3人の減で、マイナス3人掛ける365日掛ける単価3万円でマイナス3,285万円の減額、入院収益合計としまして1億2,045万円の減額。

外来収益としまして、1日平均外来患者数31人の減で、マイナス31人掛ける診療日数291日掛ける単価1万6,600円で1億5,000万円の減額。

続きまして、下段にあります収益的支出は雇用条件の変更等により給与費、賃金等の減額補正を行うものでございます。

医業費用の減額補正としまして、臨時医師の雇用期間を1年から5カ月に変更し、また事務職員の雇用契約の取り消しによる賃金の減としまして1,696万円の減額、常勤看護師1名が6月末をもって自己都合退職したことによる給料の減で349万円の減額で、合計2,045万円の減額とするものでございます。

昨年度初めには指定管理者制度の話が持ち上がり、11月末に指定管理が中止となり、看護師の動揺が起こり退職者が1年で6名出ました。12月時点で公休もなかなかとれない状況の中で、入院患者もふえ始めましたが1名退職、1月から3月で4名退職希望が出たため、3病棟維持が困難となり急遽2病棟での予算編成となりました。

その中で1階病棟を、地域包括ケア病棟の施設基準を2から1に引き上げ38床とし、加算をふやしながら1人当たりの単価を2万2,000円から3万円に引き上げ、障害者病棟の定員も43床から50床に引き上げ、全体の稼働率を95%に設定し予算を組ませていただきましたが、地域

包括病棟の稼働率が思わしくなく、また在宅復帰率70%と在院期間60日の基準の読みが甘かったため25人から30人が現状です。また、外来患者も歯科分の外来の患者数を取り戻すことができず、190人前後で推移をしています。

現在、新院長のもと、経費の削減として、1. 燃料費の病院単独での入札、2. 管理職手当の見直し、3. 出張研修会費に関する基準の見直し、4. 職員のエレベーター使用の自粛、5. 職員による週1回の院内清掃による委託費の削減などを行っています。この院内清掃につきましては、院長もみずから、今毎週行っているような現状であります。

また、収益増の対策として透析患者の送迎強化、上石津方面を今運行するようにしています。特別養護施設との連携、在宅患者のレスパイト入院、外来患者の月1回の指導料の算定、施設からの胃ろう交換依頼を外来から1泊入院で行い、リスクの低減と収入増を図り年間約40人などを行い、現在取り組みを行っております。

すぐに結果としてあらわれることではありませんが、次年度から大改革を行うためにも、今年度少しでも改善し職員一丸となって取り組んでまいります。

以上で、他会計補助金として経営基盤対策費用等の一部を繰り入れしていただき、2億5,000万円の補正をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） 今回の補正を見ますと、意見ですけど、単に現金がないための予算措置に現時点では思えます。来年度、改革があるといいながらも、そういう思いでございます。病院の経営は一般会計でやっているわけでないんですから、病院のほうでしっかりやっていただきたいと思います。

質問ですが、外来患者のいわゆる今の減、71ページ、189人になりましたけれど、現状、5月、6月、7月、平均どのぐらいの人数がありますか。入院に関してはいろいろ話を聞いていますが、外来を減らした理由がわかりませんので現状を聞きたいです。

それから、収益的な支出と収入の関係ですけど、2億5,000万円を入れるにしても、まだこれプラス100万円の補正予算になっていますね。なぜですか、理由。どうしても100万円黒字にしたい理由を聞きたいです。

それから、先ほど言われました6月末の9,373万4,000円と3億4,400万円の2億5,000万円の差、6月末じゃなくて7月、8月、今現在どのぐらい残高があるか聞きたいです。

それから、9月起債、12月賞与、3月起債、最低12月までで現金はどのぐらい要りますか。3月末がわからないということでしたら、支出予算はあるので一時借入れ等できると思うんです。こんな2億5,000万円必要あるかどうか聞きたいです。

それから、補正で予備費で1,500万円組んであったんですけど全然さわっていないですし、それから僕が3月のときに申しましたとおり予備費もさわっていないですし、73ページの経営基盤対策費用というのはどういう意味か教えてください。とりあえず今のところはそれだけです。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林好一君） まず外来患者数ですが、4月が1日182人、5月が197人、6月が182人で7月が185人ということになっております。平均で、現在187人ぐらいの患者数ということであります。

12月までの予算のどれぐらいお金が回るかということなんですが、まず7月の現在高からいきます。7月の現在高が9,452万4,989円、8月がこれは正確かどうかがちよっとわからんですが8,999万989円ということです。9月、10月、11月、12月と、大体今収入見込みを9月で1億3,700万円、10月以降は1億3,500万円ぐらいと一応見込んでおります。

費用のほうは8月で1億4,453万4,000円で、単月で赤字が453万4,000円ということになります。9月が見込みで費用のほうは1億4,400万円を見込んでおります。10月以降も費用としては1億4,000万円ぐらいを見込んでおりますが、それ以外に、先ほども申しましたけれども、保守点検とか、あと通常よりも余分にかかる経費が出てきますので、9月に関しましては償還金も含めまして8,499万5,987円というのが余分に出ていくと思っています。10月に関しては222万6,000円、11月に関しまして509万円、12月に関しましては賞与も含めまして1億154万8,000円という金額が出てきて、12月末時点で大体1億円がマイナスになるかなあというふうに見込んでおります。

現在、予算どおり一応今執行を、現金がございませんのでなかなか執行できない状況であります。現在、松尾の官舎も一応解体し、あそこを返還する予定でありましたが、解体費用に350万円ぐらいの予算がかかりますので、現在現金がない状況なので、そののところも現在執行するかどうかをちょっと今思案しておる最中であります。

○議長（澤居久文君） 暫時休憩します。20分まで。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時21分

○議長（澤居久文君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。

小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林好一君） 先ほどの経営基盤対策費用等の一部というところですが、の中には医師及び看護師等の研究費、研修費とか、新効率改革プランの経費、共済追加分の負担に関する経費というものもありまして、その中にも不採算地区病院の運営に要する経費という

のもありまして、今回はこの不採算地区病院の運営に要する経費ということで2億5,000万円の補正をお願いするところであります。

先ほど予算の中の予備費の1,500万円及び最終的に今回プラス100万円という予算になっているところがございますが、こちらのところは今後、この辺のところをもう一度精査させていただいて、最終的に3月の時点でもう一度組み替えということにさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（澤居久文君） 予備費はどうなっておるか。

○病院事務局長（小林好一君） 予備のほうは、とりあえず1,500万円というふうに組んでありますので、このまま3月までこの状態に置いておきまして、最終的に3月の時点で補正ということをお願いしたいなあというふうに思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 先ほど言われました2億5,000万円は3月末までの現金のない部分ということでありましたので、12月末時点での数字は1億という話ですので、いわゆるこの経営改善もございますし、3月末でわからないというような話でしたので、1億でおさめていただくということであってほしいと私は思っております。もっと言いたいけど、やめておこう。

〔発言する者あり〕

○議長（澤居久文君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） まず外来患者のマイナス31人、歯科の分が戻らなかったと言われたんですけど、これは丸々歯科の人数と同じような感じということなのか、またほかにどこか減ったところがあるのか伺いたいのと、やっぱり最大の原因は看護師さんが動揺を起こして退職されたという点で、私は町長にどういうメッセージを送ったのかと。病院に対して、職員に対してどういうメッセージを送ったのかというのが最大に問われる問題だと思うんです。

今回も同じようなことが繰り返されると、そういう心配をしています。今いろんな議会から財政的な議論がやられているんですけど、私はやっぱりどういう医療、治療、町民の健康や命を守っていくかという議論が全くない中で1億とか2億という話では、本当に情けなくなるというか、本当に悲しくなってしまうんです。この間の説明会でも、命を助けてもらったという思いのある人が発言されましたけど、やっぱり町長にもっとしっかりと関ヶ原病院を残していくんだと、町民の命をこうやって守っていくんだ、こういう治療を受けてもらおうんだということをしきりと発信していただかないと……。

○議長（澤居久文君） それは一般質問じゃないの。

○5番（田中由紀子君） ごめんなさい。一般質問でもやりますけど、ごめんなさい。思いが余って言ってしまいましたが、その辺の責任はどう感じておられるのか伺いたいと思います。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林好一君） 外来患者数のマイナス31人ですが、歯科の減収分と大体相似していますので、歯科分が丸々その部分というふうに考えております。

○議長（澤居久文君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 外来もそうですけれども、看護師がやめた原因というようなこともございましたが、昨年、指定管理の話をするときに、指定管理を導入することによって民間のノウハウを導入して病院改革したいというお話をさせていただきました。ただその中で、指定管理がなった場合には職員は全員が一旦公務員から外れて民間職員としての雇用継続という形になりますよというような説明もさせていただきました。

そのため、公務員志望の継続を願っている看護師さんほかのスタッフについては、やはりほかの大垣市民病院であるとか、そういったところへの異動を願うとか、民間病院になるんやったら関ヶ原病院よりも条件のいいところを探すとか、そういったことでおやめになりました。ただ、私としては、11月時点で結論を出した時点で、今回は指定管理という形で皆さん方の身分がもうなくなるということは、とりあえずは見送ったという説明はさせていただきましたが、やはりそういった経営形態の変更、また病院自体の経営が非常に苦しいという実態がわかった時点で、長くおるのをやめようという判断が出たのではないかというふうに推察をいたしております。

医療そのものは何とか継続しながらやっていきたいという思いは伝えたつもりであったんですけれども、そこら辺、経営状態がこれだけ悪いということも同時に伝えさせていただいた結果がこういうふうになったのかなというふうに思っております。そこら辺の説明が十分でなかったと言われると、ちょっと反省点もあろうかと思えますけれども、やはりそれなりの説明をしながら進めてきたところでございますけれども、やめられた方についてはそれぞれの判断がありになったんだろうというふうに思っております。

ただ、いずれにしましても、今回の改革の方針にもありますように、病院そのものは何とかして医療を継続して、町民の方に安心していただきたい、体制を残したいという思いは変わっておりませんので、その点御理解いただきたいと思います。

○議長（澤居久文君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 1つだけどうしても聞いておかなきゃいけない部分で、入院患者の部分の71ページですけど、稼働率95%で36名の当初予算を組まれていて、今回、マイナス8人で28

名、ベッド稼働率38床に対して28床ですので74%であるという部分、ここともう1つ、障害者病床の部分に関しては稼働率90%で今見えています。

特に気をつけなきゃいけないのは、地域包括のほうで2カ月間の入院の縛りというのがあったと思います。これだけ今いろんな説明会ですとか、病院の体系が今後どのように変わっていくのかという部分の中で、先ほど売りが下がるといふ部分のリスクが伴いますよねという問い合わせをしましたが、2カ月ごとに患者さんを入れかわっていただかなければならないというリスクがここにも伴うわけなんです。ここに関して、この稼働率74%をするのに、どのように今後指導医の方と進めていくのかというところ。

それともう1つ、再三、先ほど1番議員のほうからも言われましたけど、補正を今回はしたいという部分なんですけど、本当に3月までに今後補正が出る可能性というのは非常に高いんじゃないかというふうに我々は、私としては今危惧しています。

そうなった場合に、今後本当にそれに充てられる財源というのは、あくまでも病院は病院会計なんです。町のほうは一般会計で動かしているわけであって、全て一般会計のほうからの繰り出し、繰り出しという部分が本当に大丈夫なのかというところを、ちょっとお考えを聞きたいと思います。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林好一君） 今、地域包括ケア病床の患者のキープですが、現在、西美濃厚生病院と海津市医師会病院と、あと徳洲会病院の3つの病院、あと優・悠・邑さんの施設、老健とのキャッチボールで、うちから在宅に戻るのが本来ですけども、やはりそういう患者さんばかりではございません。やっぱり家へ帰れない、どうしても家で介護できないという患者さんに関しましては、うちから西美濃厚生病院に一応引き取っていただいて、3カ月間向こうで見ていただいて、またこちらへ戻るといふようなキャッチボールの先を一応今3病院、もしくは老健さんとタイアップしながら、きょうの現在で1階病棟で33人の患者さんが見えています。ちょっと今、ここ1週間ばかり上がってきておる。大体25人から30人というのが、こちらとしてはそれぐらいかなと思っていた人数が、今ちょっと回復して33人とか35人とか、その辺まで上がってきたり下がったりはしていますけれども、そんなような感じで今相談室が一生懸命患者さんの行き先をキャッチボールというところで考えておってくれていますので、そうやって今後もキープしていく予定であります。

○議長（澤居久文君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 財源の話でございますけれども、やはり一般会計のほうの持っている金が余らないという現状がございます。その中で、病院のほうにどんだけも出せるかという、現実的にも非常に厳しい話になってこようかと思っております。

そういった意味では、病院の運営に対して、今回経営形態が変わるといふ一時的な現象の場

合であれば市中銀行からの借り入れ等も考えながらやっていかなければならないのかなということがあり得るということで、今後それについては検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔挙手する者あり〕

1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） 今の話ですけど、今回 2 億 5,000 万円、まだ繰り入れというか繰り出す部分が出てくるとして、仮にこれは想像でありますけれども、例えば 3 月末時点でいわゆる 3 条の収支がプラスになった場合に、今 2 億 5,000 万円も入れると今年度で収益的収支では 6,200 万円も赤ですね。これに 2 億、3 億入れていくと、例えばこの現状から考えると、これは仮の話なんですけど、例えばプラスになる可能性はありますよね、このまま行けばね。2 億も 3 億もどんどん現金を入れていったら、先ほど言ったように一般会計からやっている、要は一般会計が経営しているような病院事業じゃないかという話はその意味での、いわゆる収益的収支にお金をどんどん入れてプラスになる可能性があるんです。

なぜかという、言っていないんですけど、この前から話しているのは、いわゆる 4 条予算で現金が食われておるんですね。現金がないもので、現金をどんどん出しているつもりで補正予算をかけているんです、これ実際は。ということは、現金がない、現金がないで補正をわざわざ収益を落としてこうやって入れているような形の今、先ほど説明したのはそういう意味なんです。

それで、例えば仮にプラスに出たら、何でこんな一般会計から補助を出してプラスにしてみようやという問題が起きてこないかなというところは懸念されます。先ほど言ったようにいわゆる今度変革がありますけれども、徐々に 12 月補正なり何なりしてやっていったほうが僕はいいのかなと思うんですけど、どう思われますか。

もう 1 つ追加で、それでいわゆる出すばかりじゃなくて、市中銀行でもいいので銀行から一時借り入れして、借りかえて回していくという手も 1 つあるので、どう思われますか。どうですか。

○議長（澤居久文君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今、3 条予算のほうプラスになったときどうするかということでございますけれども、やはり病院事業会計としてトータルで資金が回らないという状況になることが想定されておるわけでございますので、そういったときに 3 条分の余剰をどうするかということは非常に難しい問題であろうかと思います。

ただ、御指摘のように市中銀行から借り入れして 4 条分の補填をしながらやっていくというのは、これは想定としてはあり得る話だということは考えておりますので、今後そういう事態

になったときには、市中銀行からも借り入れて資金を回すということは検討の対象になろうということで先ほども申し上げましたけれども、今後進めていきたいと思っております。

ただ現状、3条部分でプラスになるということになれば非常にありがたいなという部分がございます、そこら辺がちょっと厳しいとは思っておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 今の話で、3条で収益を上げると決算は黒字になりますからね。病院は黒字という形になりますので、その点よろしくをお願いします。

○議長（澤居久文君） ほかに。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第24 報告第3号について（提案説明・質疑）

日程第25 議案第77号から日程第34 議案第86号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（澤居久文君） 日程第24、報告第3号 平成27年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから日程第34、議案第86号 平成27年度関ヶ原町病院事業会計決算の認定についてまでを一括して議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） ただいま一括上程されました報告第3号から議案第86号につきまして、御説明申し上げます。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全化判断比率と資金不足比率の報告及び地方自治法第233条第3項の規定による平成27年度一般会計及び各特別会計決算、並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により企業会計決算を監査委員の審査意見を付して議会の認定を求めるものでございます。御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、主要事業の成果につきましては、お手元に配付の平成27年度主要施策の成果及び決算分析表をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、報告第3号の健全化判断比率及び資金不足比率の報告でありますけれども、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましてはカウントされませんでした。実質公債費比率は13.6%、将来負担比率68%となり、資金不足比率につきましては各会計ともカウントされませんでした。

次に、議案第77号から議案第86号の決算認定についてでございます。

平成27年度の一般会計の決算規模は、歳入42億8,314万2,000円、歳出39億5,009万円となったところでございます。これを平成26年度と比較いたしますと、歳入は6,374万3,000円の減、歳出は1億8,542万2,000円の減となりましたが、内容的には関ヶ原中学校の建設事業の完了に伴う普通建設事業の減やインテリジェントパブリック整備事業債、これはふれあいセンターの部分でございますけれども、これが償還が終了したことに伴う公債費の減等によるものでございます。実質収支といたしましては、3億2,038万1,000円の黒字決算となったところでございます。

性質的に見ると、補助費、繰出金等が増加し、人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費等が減少するという結果となりました。

今後の地方財政は依然厳しい状況が続くと思われ、一層の行財政の簡素効率化、経営経費の節減、合理化を図るとともに、事業の重要性、緊急性に配慮しながら健全財政を維持するため一層の努力が必要であると思っておりますので、引き続き御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、7つの特別会計においては、全ての合計、歳入総額が28億1,948万4,000円、歳出総額26億1,846万9,000円となり、平成26年度と比較して歳入は1億1,319万9,000円、歳出で7,445万2,000円の増額となりました。公共下水道事業特別会計が事業量の減少に伴い減額決算となりましたが、そのほかの全ての会計で増額決算となり、特別会計全体として増額決算となったところでございます。

また、企業会計のうち、水道事業会計の収益的収支では、営業収益1億6,733万4,000円に対し営業経費は1億7,074万1,000円となり、営業損失は340万7,000円となりました。対して営業外収支は146万8,000円の黒字、26年度は新地方公営企業会計制度への移行に伴う費用がありましたが、平成27年度は特別な費用の発生がなく、平成27年度純利益は153万8,000円の黒字決算となりました。資本的支出としては、安定的な供給対策のため、建設改良として平井・藤古川間送配水管布設工事や、天満・柴井北地内下水道工事に伴う配水管布設がえ工事、平井1号取水井ポンプ電気計装設備更新工事など6,739万8,000円を要したところであります。

病院事業会計は、収益的収支の医業収支では医業収益が20億9,125万5,000円、医業費用が22億2,180万3,000円となり、医業損失は1億3,054万8,000円の赤字となりました。医業外収支などを加減した結果、平成27年度純損失は7,070万9,000円となり、前年に引き続き赤字決算となったところでございます。資本的支出としては、建設改良費として設備更新工事や医療機器等の充実などに3,650万6,000円の投資を行いました。病院の経営につきましては非常に厳しい状況にあり、現在の規模による病院経営では困難であると判断し、平成29年度からの有床診療所化に向けての移行事務を進めていくところであります。町民の御理解が得られるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、一括上程されました平成27年度の各会計決算の提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

なお、一般会計の平成27年度財政状況の概要につきましては、総務課長から説明をいたします。

○議長（澤居久文君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、平成27年度一般会計の財政状況の概要について御説明をさせていただきます。

議案の74ページをお願いいたします。

平成27年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

健全化判断比率の数値のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額がないためカウントはされませんでした。

次に、実質公債費比率につきましては、昨年度より0.4%下がって13.6%となっております。

将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であります将来負担比率につきましては、昨年より10.8ポイント下がって68%となっております。

資本不足比率につきましては、公営企業会計、各会計とも資金不足が発生しなかったためカウントはされませんでした。

次に、平成27年度の決算について御説明申し上げます。

お手元の平成27年度主要施策の成果及び決算分析表をお願いいたします。

こちらの12ページをお願いいたします。

この表は決算の状況の推移でございます。一番右の平成27年度の欄をごらんください。

歳入総額は42億8,314万2,000円で、歳出総額は39億5,009万円となっており、実質収支額は3億2,038万円1,000円となっております。実質収支額を前年度と比較すると1億1,898万9,000円増加し、実質単年度収支は基金の取り崩しを行いませんでしたので1億2,938万9,000円のプラスとなっております。地方公共団体の経常一般財源の規模をあらわします標準財政規模は、前年度より増となり28億4,366万円となりました。

基金につきましては、財政調整基金は4億720万9,000円、減債基金は4億2,750万2,000円となっており、その他特定目的基金を含め基金総額は14億8,676万6,000円となっております。

次に、13ページをお願いいたします。

こちらは地方債現在高の状況でございます。現在高は42億8,094万8,000円となったところでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

こちらは財政指数の推移でございます。表の右から2列目に平成27年度の指数が示されております。

まず財政力指数でございますが、3年平均の指数は0.526と年々指数が下がっております。

実質収支比率は標準財政規模と実質収支額の割合でございますが、11.3と4ポイント上がっております。

次の経常収支比率でございますが、財政構造の弾力性を示すもので、低いほどよいというわけではございますが、80.2と前年度より9.1ポイント低くなりました。

次に、公債費関係の指数は低いほどよいわけではございますが、公債費比率は5.6と2.2ポイント低くなりました。

起債制限比率の3年平均は5.7となっております。

また、財調比率でございますが、こちらは高いほどよいわけではございますが、0.1ポイント下がって14.3となっております。

そのほかの決算状況の概要につきましては、10ページ、11ページは文章で、また今御説明いたしました12ページ以降につきましては表であらわし、また16ページ以降につきましてはそれぞれの目的に沿って分類し、各年の推移をあらわしておりますので御参考にさせていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、一般会計の財政状況の説明とさせていただきます。

○議長（澤居久文君） ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。

監査委員 室義光君。

○監査委員（室 義光君） ただいま御指名を受けましたので、決算の監査結果について報告させていただきます。

平成27年度水道事業会計及び病院事業会計の審査につきましては8月4日、一般会計及び特別会計並びに基金運用状況の審査につきましては8月17日に、それぞれの関係職員同席のもと、水野監査委員と私とともに、歳入歳出決算書、同事項明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等を関係諸帳簿と照合いたしまして審査を行いました。

審査の結果につきましては、各会計とも関係諸帳簿及び証拠書類と符号し適正であることを認め、かつ予算の執行状況につきましても適正であることを認めましたので、ここで報告させていただきます。

以上、簡単ではありますが決算監査の報告とさせていただきます。以上です。

○議長（澤居久文君） これより報告第3号 平成27年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これをもって報告第3号の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。日程第25、議案第77号から日程第34、議案第86号までについては、例年どおり構成された決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第77号から議案第86号までについては7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

なお、企業会計につきましては会期中の審査とし、最終日に採択、その他の会計につきましては閉会中の継続審査といたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

ここでお諮りいたします。議案第77号 平成27年度関ケ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第86号 平成27年度関ケ原町病院事業会計決算の認定については、各決算審査特別委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時54分

○議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時59分

○議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告をいたします。

決算審査特別委員会委員長に子安健司君、副委員長に谷口輝男君が選任されましたので御報告いたします。

なお、水道事業会計の決算審査の日時は9月6日火曜日9時から、それから病院事業会計の決算審査の日時は9月6日火曜日13時30分から病院のほうで開催されることに決まりましたの

で御報告いたします。

日程第35 請願第1号について（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（澤居久文君） 日程第35、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める請願を議題とします。

本案について、紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 御指名を受けましたので、趣旨説明をさせていただきます。

所得税法第56条は、事業主と生計を一にする配偶者とその親族が事業に従事していても対価の支払いは必要経費に算入しない、要旨ですが、と定めています。

事業主の家族、妻、子供、親族などが従業員として働いている場合は、どんなに長時間働いたとしてもその給料は税法上の必要経費に含まれません。配偶者の事業専従者控除額86万円、その他親族の同控除額50万円を除いて全て事業主の所得に合算されてしまい、従業員としての給料と認められておりません。これは戦前の国家権力が家父長制度のもとで配偶者や家族の人格、労働を認めていなかったことの名残です。

日本国憲法の法のもとの平等14条、両性の平等24条、財産権29条などに違反しているのではないのでしょうか。戦後70年を過ぎ、時代とともに家族関係も大きく変わってきました。女性の社会進出は一般的になり、職業の専門性も増してきました。現代において、妻や子供の働き分が税法上正當に認められないのは、時代おくれの何物でもないと思います。

所得税法第56条は不合理であり、一日も早く廃止すべきだと思い請願の紹介議員となりました。議員の皆さんには、この請願の趣旨を御理解いただき、御賛同くださいますようお願いし趣旨説明とさせていただきます。以上です。

○議長（澤居久文君） ただいまの趣旨説明に対し、これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。請願第1号は、会議規則第91条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第1号は総務民生常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

散会の宣告

○議長（澤居久文君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす３日から19日までの17日間は議案調査等のため休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日３日から19日までの17日間は休会とすることに決しました。

来る９月20日は午前９時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締め切りは12日の午後５時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後０時03分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

